

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案  
に対する参議院本会議代表質問

2018年6月4日

立憲民主党・民友会 石橋通宏

立憲民主党・民友会の石橋通宏です。

ただいま議題となりました、「働き方改革関連法案」に対し、会派を代表して質問いたします。

はじめに、働く者の命に大きな影響を与えるこの重要法案が、衆議院厚生労働委員会において、たった30時間余りの審議で、まったく議論が尽くされないままに採決が強行されたことに、満身の怒りを込めて抗議します。

そもそも、8本もの法案を1本に束ねて国会に出してきたこと自体、安倍政権の国会軽視、国民無視の体質そのものです。8本分の十分かつ丁寧な審議が必要なのに、「採決すべきではない」「法案に反対だ」という圧倒的多数の労働者の声を

無視して、採決を強行した --- いったいどこが、働く者のための法案なのですか？

だいたい、この法案の立法事実は、とっくに消え失せています。政府が根拠としてきた「平成 25 年度労働時間等総合実態調査」は、統計上の有意性や信頼性など全くない、いい加減な代物（しろもの）だったことが明らかになりました。比較してはいけないデータを比較して、「裁量労働制の方が労働時間が短くみえるデータ」を偽造していたとは、開いた口が塞がりません。

まさに、公文書の改ざん、廃棄、隠ぺい、国会での虚偽答弁、証人隠し、困った時の記録なし、記憶なし、責任逃れと言い逃れ --- 安倍政権の政治の歪みそのものじゃないですか。

良識の府、参議院の、見識ある与党議員の皆さん、この法案が、本当に働く者のための法案なのか、過労死促進にならないのか、参議院では徹底的に審議して、ダメなら堂々と廃案にする、それぐらいの覚悟でやろうじゃありませんか！

そのことを強く訴えて、以下、法案について質問します。

**第一に、労働法制に対する安倍政権の基本姿勢について確認します。**

安倍総理は、これまでずっと、民間議員と称する財界や人材ビジネス界のお友だちの言い分にのみ耳を傾けて、彼らの利益のために、労働者派遣法の大改悪など労働法制改悪を推し進めてきました。それに対する真摯な反省がなければ、真に働く者のための働き方改革など、為し得ないはずです。総理の反省の弁をお願いします。

その上で、先日、過労死を増やすような法案を絶対に成立させてはならないという思いから、「過労死家族会」の皆さんが総理との面会を求めました。しかし総理は、なんとその申し出を断って、財界人との会食に出掛けていったと聞いています。なぜなんですか？ 総理の説明を求めます。

**第二に、残業時間の上限規制について質問します。**

労働時間の大原則は、「1日8時間、週40時間」です。そして、その時間内で働

けば、労基法第 1 条が規定する「人たるに値する生活を営むための必要を充たす」労働条件が保障されなければなりません。その当たり前を実現することこそが、真の働き方改革だと考えますが、総理の見解をお示し下さい。

今回の法案では、残業時間の上限規制を二階建てにしています。原則は、月 45 時間、年 360 時間以内であって、対象事業者のすべてがまずその枠内で協約締結を図ることが要求されるのだと理解しますが、いかがでしょうか？

その上で、例外的に、年 720 時間までの特例水準が容認されるわけですが、問題は、単月 100 時間未満、平均で月 80 時間以内という条件が、過労死水準を超えていることです。なぜ、それを法的に許容するのか、説明をお願いします。

また、本法案では、「勤務間インターバル規制」が義務化されていません。そのために、上限規制の枠内であっても、過労死レベルの連続時間勤務が可能となっています。なぜ休息規制を義務化しないのか、その理由を教えてください。

加えて、自動車運転手、建設作業員、医師については 5 年間の適用猶予となって

います。同じ労働者でありながら、なぜ5年もの間、適用を猶予するのか、納得のいく説明をお願いします。

しかも、自動車運転手については、5年後の上限を960時間としています。この水準では、現行の改善基準告示とほとんど変わらず、改善になりません。なぜ、こんなとんでもないダブルスタンダードを合法化するのか、ご答弁下さい。

そして今、学校の先生の深刻な長時間労働の実態が明らかになっておりますが、この法案はまったく対策を講じておりません。なぜ、給特法の改廃を含む改善策を盛り込まなかったのか、教員の長時間労働撲滅に取り組む気がないのか、林文科大臣、ご説明をお願いします。

**第三に、裁量労働制について確認します。**

安倍総理は、今、裁量労働制の適用労働者に、過労死や深刻な健康被害が次々と発生している現実を認識しているのでしょうか？ 認識しているとすれば、その原因はなんだと分析しているのかも、併せてご答弁下さい。

過労死が発生しているということは、現行の裁量労働制に深刻な制度的欠陥があるということです。それなのになぜ、現行制度の適正化、規制強化の部分まで法案から撤回してしまったのか、合理的な説明をお願いします。

**第四に、この法案の最大の問題である高度プロフェッショナル労働制について質問します。**

そもそも安倍総理、この高プロ制度の導入をあなたに要請したのはいったい誰なのか、教えて下さい。

総理は、「時間にとらわれない働き方を望んでいる労働者がいる」と、繰り返し答弁しています。総理のご答弁ですから、きっと統計上も有意な調査の結果に基づいて仰っているのでしょう。まさか、たった12人の専門職にのみ聞いた話だ、などとは言わないと思いますが、その調査結果を具体的にお示し下さい。

また、総理によれば、この制度は「時間ではなく、成果で評価をする」のだそうです。では、条文のどこに、企業は対象労働者を「成果で評価」しなければなら

ないと規定してあるのか、該当条文を示して教えて下さい。

一方で、その「成果で評価をする」ことは、現行制度の下では出来ないのでしょうか？ 労働時間規制を全面的に適用除外しなければ実現できないこととは一体なんなのか、具体的に解説をお願いします。

「成果で評価をされる」ということは、要求された成果を出さなければ評価されないということです。ではその成果は誰が決めるのでしょうか。加えて、その成果を出す期限は誰が決めるのか、併せてお答え下さい。

例えば、この制度では、理論上はなんと、24 時間、最長 48 日間連続で働き続けることが可能です。そんなとんでもない働き方をしなければ達成できない成果と期限を課すことは、法律上、禁止されているのでしょうか？ また、そんな業務命令を課した使用者は罰を受け、制度の利用を禁止されるのか、併せてご答弁下さい。

労働者が誰であろうと、いくら貰っていようと、命と健康、暮らしの安心を守る

ための労働基準法から適用除外されることなどあってはなりません。それ自体、憲法が保障する基本的人権の無視です。総理、断固、高プロの撤回を求めます。

ご答弁下さい。

**第五に、同一労働同一賃金について質問します。**

まず、安倍総理は「同一労働同一賃金」と「同一価値労働同一賃金」との違いについて、どのように理解をされているか、ご答弁下さい。

ILO 第 100 号条約は、男女間の賃金格差を解消するために「同一価値労働同一賃金」の実現を批准国に求めています。なぜ「同一価値労働」が求められるのか、総理、解説を願います。

それなのに本法案は、「同一価値労働同一賃金」の実現をめざしておらず、これでは抜本的な格差解消にはつながりません。総理、見解をお示し下さい。

**最後に、パワーハラスメント規制の必要性について質問します。**

今、この瞬間にも、パワハラによって精神的に追い詰められ、苦しんでいる労働者がいます。パワハラ規制なくして、真に労働者のための働き方改革は実現できないはずですが、政府案にはパワハラ規制がありません。なぜなのか、パワハラ被害から働く者を守る必要はないと考えているのか、安倍総理、明確にご答弁下さい。

以上、政府案の問題点を中心に質問しました。

私たち立憲民主党は、働く者の立場に立った真の働き方改革の実現で、「まっとうな雇用」を取り戻すために、これからも全力で戦っていく決意であることを申し上げ、私の代表質問とさせていただきます。

(了)